

新型コロナウイルス感染症対策 (5月25日現在の情報です。)

新型コロナウイルス感染症対策関連の支援策の一覧です。ぜひご活用ください。詳細はお問い合わせください。▶六ヶ所村役

各種お知らせ

税金や使用料などの 徴収猶予・免除

新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、税金や使用料などの納付を先送りすることができます。

村県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税

納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日の税の納付を先送りできます(無担保・延滞金なし)。

■対象 納税者・特別徴収者で、次のいずれも満たす人

①令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)の収入が、前年同期に比べ20%以上減少

②1回で納付できない

*上記以外でも、納期限の延長などを受けられる場合がありますので、ご相談ください

■手続き 「徴収猶予申請書」を村へ提出してください。

☎ 税務課 ☎ 72-8019

介護保険料

保険料の全部または一部を減免、納付を先送り(1年以内)することができます。

■対象 65歳以上の第1号被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人②主たる生計維持者の事業収入が減少した人

■手続き 福祉課の窓口または電話で相談

☎ 福祉課 介護・障害グループ ☎ 72-8141

後期高齢者医療保険料

保険料の全部または一部を減免、納付を先送り(1年以内)することができます。

■対象 後期高齢医療被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により①世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人②主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる人

■手続き 健康課の窓口または電話で相談

*減免の決定権者は県後期高齢者医療広域連合です

☎ 健康課 ☎ 72-8143

国民年金保険料

保険料免除、学生納付特例の申請ができます。

■対象者 ①新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人②所得が相当程度まで下がった人

■申請対象期間

《保険料免除》令和2年2月分から6月分まで。7月以降は改めて申請が必要です。

《学生納付特例》令和元年度・2年度分

☎ ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570(003)8004

☎ 福祉課 福祉・環境グループ ☎ 72-8140

水道・下水道・農業集落排水使用料

4月分からの使用料の支払いを2カ月延長します。

対象月	延長納期限
4月	7月15日
5月	8月15日
6月	9月15日

*口座振替の場合は、これまでと同様に毎月26日に自動引き

落としがされます。停止の希望は電話などでお申し出ください
☎ 上下水道課 ☎ 72-2700

公営住宅などの家賃

家賃の免除、納付を先送りすることができます。ただし、収入状況により対象外となる場合があります。

■対象 公営住宅・特定公共賃貸住宅入居者で収入が減少した人(年金・生活保護受給者、村営住宅・定住促進住宅入居者は対象外)

☎ 建設課 ☎ 72-8131

奨学資金償還金

奨学金の償還を先送りすることができます。

■対象 現在償還中の人、今後償還が開始する人

■猶予期間 最大5年

☎ 学務課 ☎ 72-8172

村営学習塾使用料

塾が休みになった場合、その期間分の使用料が減免となります。

■減免期間 1学期(4~7月)

*収入の状況により、再度申請することで学期ごとに減免を受けられます

☎ 学務課 ☎ 72-8172

六ヶ所高校スクールバス使用料

学校が休業になった場合、その期間分の使用料が減免となります。

■減免期間 1学期(4~7月)

*収入の状況により、再度申請することで学期ごとに減免を受けられます

☎ 学務課 ☎ 72-8172

- ①生計困難のため、修学継続が困難と認められる場合
- ②不慮の災害を受け、授業料などの納付が困難と認められる場合
- ③その他校長が特に授業料などの免除を必要と認めた場合

■申請・問い合わせ先

在学している高等学校など
*詳細は青森県庁ホームページをご覧ください

中小企業者に対する融資制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一定の要件を満たす中小企業者を対象に、次の融資制度を設けています。

- ①新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ②特別利子補給制度
*詳細は六ヶ所村商工会ホームページでご確認ください

☎六ヶ所村商工会
☎ 72 - 2331

中小企業者に対する支援策

新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障が生じている県内中小企業者を支援するため、青森県特別保証融資制度「経営安定化サポート資金」の災害枠に次が新設されました。

- ①新型コロナウイルス感染症対応資金
- ②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

■申し込み 取り引きのあるまたは最寄りの金融機関へご相談ください。
*詳細は青森県庁ホームページをご覧ください

*厚生労働省や青森県などのホームページでは、さまざまな支援対策・相談窓口などが掲載されています

青森県特別保証融資制度利用者の保証料全額補給

県が実施する「青森県特別保証融資制度」の利用者で、一定の要件を満たす人を対象に、保証料の全額を補給します。詳細は村ホームページをご覧ください。

☎政策推進課 企画グループ
☎ 72 - 8136

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

青森県における緊急事態措置により、休業要請および休業協力の依頼を受けた県内中小企業者へ協力金を支給します。

■対象 休業要請・協力に要請期間全日（4月29日[※]～5月6日[※]）協力した県内中小企業者（法人・個人）

■支給額 法人・・・30万円
個人・・・20万円

■申請受付締切 **令和2年6月12日^金（消印有効）**

■必要書類 青森県庁ホームページでご確認ください
☎六ヶ所村商工会
☎ 72 - 2331

法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。法務省の人権擁護機関では、このような被害の人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、相談してください。

- ▶みんなの人権 110番 ☎ 0570 (003) 110
- ▶子どもの人権 110番 ☎ 0120 (007) 110
- ▶女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
(電話受付時間 平日8:30～17:15)

* YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) で法務大臣のメッセージをご覧いただけます

農林漁業者に対する資金繰り支援対策

農林漁業者共通

◎日本政策金融公庫資金を中心とした制度資金について、国による支援策が展開されています。詳細は農林水産省ホームページをご覧ください。

◎日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症に関する融資の相談などを受け付けています。詳細はホームページをご覧ください。

農業者向け

JAバンク青森では、組合員などの資金繰り支援を行っています。詳細はホームページをご覧ください。

林業者向け

林野庁ホームページで、金融支援措置や雇用調整助成金の特例措置、相談窓口などを紹介していますので、ご確認ください。

漁業者向け

漁業制度資金について、国による支援策が展開されています。

*詳細は農林水産省ホームページをご覧ください

新型コロナウイルス感染症対策 (5月25日現在の情報です。)

新型コロナウイルス感染症対策関連の支援策の一覧です。ぜひご活用ください。詳細はお問い合わせください。 ▶六ヶ所村

各種お知らせ

子育て世帯への臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

■対象 令和2年4月分の児童手当受給者（特例給付の支給を受ける人は対象外）。対象児童は令和2年3月31日までに生まれた児童。

■支給額 対象児童1人につき1万円（令和2年3月31日時点で居住する市町村から支給）
*毎戸配布されているお知らせをご確認ください

☎子ども支援課 ☎72-8145

生活福祉資金特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、特例貸付を実施します。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、少額の費用の貸し付けを行います。

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、生計維持のために貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 20万円以内

☎申込先 六ヶ所村社会福祉協議会 ☎75-3000

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを行います。

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

2人以上・・・月20万円以内

単身・・・月15万円以内

■貸付期間 原則3カ月以内

*詳細は六ヶ所村社会福祉協議会ホームページをご覧ください

☎申込先 六ヶ所村社会福祉協議会 ☎75-3000

住居確保給付金の対象者が拡大

一定期間、家主さんに家賃相当額を支給するもので、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度4月30日から対象者が広がりました。

■対象者 離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人

☎上北地域自立相談窓口

☎0176(62)4879

母子父子寡婦福祉資金の貸付

休業などされている人へ

新型コロナウイルス感染症発生に伴い、保育所や学校などの臨時休業や事業所の休業などにより、収入が一時的に減少する場合、母子父子寡婦福祉資金の「生活資金」を利用できます。詳しくはご相談ください。

■対象 ①ひとり親家庭になって7年未満の人②失業中（離職から1年以内）の人、いずれかの要件を満たす人

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払い猶予など

貸付を受け現在償還中の人で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、支払期日までに償還を行うことが難しくなった場合には、1年以内の期間で償還金の支払いを先送りすることができます。

☎上北地方福祉事務所

☎0176(62)2145

高等学校奨学金の貸与（緊急採用募集）

経済的理由で修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与しています。

緊急採用募集

家計が急変（新型コロナウイルス感染症の影響も対象）した生徒などで、その事由が発生してから1年以内の場合に対象となります。

■申込・問い合わせ先

在学している高等学校など

*詳細は青森県庁ホームページをご覧ください

青森県立高等学校授業料等の免除制度

県立高等学校に通う生徒の保護者の教育費負担を軽減するために授業料等免除制度を設けています。

■対象（新型コロナウイルス感染症の影響も対象）